

2019年6月11日

少年法「改正」に関する声明

公益社団法人日本精神神経学会  
理事長 神庭 重信  
法委員会 委員長 富田 三樹生

少年法の保護の対象年齢を現在の20歳未満から18歳未満に引き下げることについて、現在法制審議会「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」（以下、「部会」）において議論されています。わが国の少年法制は、全件を家庭裁判所に送致して、家裁調査官、少年鑑別所による調査を踏まえて保護処分を決定し、その後少年院送致、保護観察等の保護処分により少年の立ち直りを支援し、再犯を防止するという点で、優れた制度と言えます。制度である以上、不十分な点も当然ありますが、近年少年犯罪の数（少年人口に対する発生率も）が確実に減少しつつあること、諸外国と比較しても少年の犯罪率が低いことなどは、わが国の少年法およびそれに基づく矯正教育システムが一定の成果を上げている証左と言えるでしょう。

精神医学関連の団体としては、日本児童青年精神医学会が少年法の対象年齢の引き下げに関して、これに反対する旨の見解を表明しています。本学会も、わが国における精神医学・精神科医療に関する基幹学会として、少年法の適用年齢引き下げには、精神医学・精神科医療の視点から見て、以下の4点に要約される大きな問題があると判断し、この少年法「改正」の動きに対して強い懸念を表明します。

18歳～19歳のいわゆる年長少年で犯罪行為を起こした者の中には、虐待・不適切養育や精神障害・精神科疾患により、精神医学的評価とそれに基づく治療もしくは処遇が必要な人たちが少なからず含まれています。現在の「部会」における議論のままに少年法適用年齢が引き下げられれば、現在提供されているような専門的な評価と処遇を受けられず、結果として犯罪行為を繰り返すことになる一群が出来ることになります。しかも、これらの議論は、そもそも少年法の対象年齢引き下げが必要か否かについての検討を、棚上げにしたまま行われているのです。

私たちは、精神医学の専門家集団として、少年法適用年齢引き下げの問題点を強く訴え、現在議論されている少年法「改正」について、精神医学の視点を含めて再検討いただけるよう求めます。

## 記

精神医学・精神科医療の視点から見た今回の少年法「改正」の問題点の要約

- 1) 比較的軽微な非行を引き起こした年長少年に少年法が適用されなくなれば、虐待・不適切養育や精神障害・精神科疾患が放置されたまま単なる形式的処遇が与えられるだけの結果に陥り、更生にはつながりません。また、いわゆる重大事件を引き起こした年長少年に少年法が適用されなくなれば、必要な治療から遠ざけられ、再非行のリスクは軽減されないままとなります。
- 2) 現行少年法のもとで、いわゆる重大事件を含めた少年事件の人口あたりの発生数が、減少の一途をたどっていることは、よく知られています。これは、現行少年法が一定の機能を果たしていることを示しています。少年法の適用年齢を引き下げねばならない合理的な理由は存在しません。法制審議会では、少年法の適用年齢を18歳にまで引き下げるべきか否かの議論を後に回し、若年者に対する刑事政策的措置に関する議論を先行させています。しかし、これは本末転倒と言うべき進め方であり、私たちは適用年齢引き下げを必要とするような事情が、はたして存在するのか否かの議論を先行させるべきであると考えます。国民投票法・公職選挙法・民法といった外部の法領域との年齢面における統一が必要という以外に、「改正」の理由は見当たりません。一方で、未成年者飲酒禁止法などさまざまな法律ごとに、目的によって適用年齢が異なっていることは周知の事実です。
- 3) 「部会」では「若年者に対する新たな処分」が検討されています。この処分は、家庭裁判所が要保護性の調査を行い、保護観察・不処分・審判不開始の決定をするものです。しかし、あくまで検察官が「訴追を必要としないため公訴を提起しない」としたものに限って要保護性の調査を行うものであり、現在の全件送致主義に基づく家庭裁判所先議と比べると、家庭裁判所が関わる範囲が必然的に狭くなります。家庭裁判所先議から検察官先議への変更により、現在の少年法の機能が損なわれる可能性は極めて高いと言わざるを得ません。
- 4) 「若年者に対する新たな処分」の中では、保護観察の遵守事項違反に際し、施設収容処分を可能にすることも検討されています。これは少年法の対象年齢を引き下げることにより要保護性の高い者に対して保護的な処遇が実施できなくなるという問題に対する弥縫策として提示された案ですが、少年法の対象ではなくなる18～19歳の人たちに対して、要保護性に基づく処分を行おうとするものです。しかし、少年法の理念を離れたところで要保護性に基づく処分を行えば、それは単なる刑罰の代替物、しかも期間が不明確、というものになってしまう危険が高くなります。精神科医療は、こ

れまで保安処分(将来の危険を防止するために、刑罰に替えて自由の制限を行うもの)に関する極めて厳しい議論を重ねてきた歴史を持っていますが、その視点から見ても、このような弥縫策は非常に危険なものであり、容認できるものではありません。

以上